

第2章 柔軟に在籍を変更するために

就学先となるの学校や学びの場の決定は、第1章で述べたとおり、就学を翌年度に控える前段階から保健・福祉部局や幼児教育施設などの子どもに関わる多くの関係者が連携することが重要であり、就学の前年度に教育支援委員会の審議を経て市町村教育委員会が就学する学校や学びの場を決定することになっています。

就学後に在籍する学校や学びの場を変更する際には、就学前と同様に多くの関係者が関わることとなりますが、とりわけ児童生徒が現在在籍している学校の果たす役割が大きくなります。

そこで第2章は、各学校に設置されている校内委員会の役割に焦点を当て、市町村の教育支援委員会で審議を行う前に、校内委員会において学びの場の検討を行う際の重要な事項をまとめています。

(1) 校内委員会の役割

校内委員会の機能充実が求められている背景

令和4年12月に文部科学省が公表した調査結果では、通常の学級に在籍する発達障がいを含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、小・中学校で8.8%、高等学校で2.2%在籍している可能性があることが示されました。

同調査結果を踏まえ設置された、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」の報告（令和5年3月）では、

- ☐ 校内委員会において特別な教育的支援が必要と判断されていない児童生徒については、そもそも校内委員会での検討自体がなされていないことが考えられ、校内委員会の機能が十分に発揮されていないなど、学校全体で取り組めていない状況が見受けられる。
- ☐ 校長のリーダーシップの下に、どの学級にも特別な教育的支援を必要としている児童生徒がいることを前提とした校内委員会の在り方について再点検する必要がある。

ことが示されました。

校内委員会の役割

校内委員会の役割について、文部科学省「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（平成29年3月）第3部2(1)では、



- ☐ 児童等の障害による学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握。
- ☐ 教育上特別の支援を必要とする児童等に対する支援内容の検討。
（個別の教育支援計画等の作成・活用及び合理的配慮の提供を含む。）
- ☐ 教育上特別の支援を必要とする児童等の状態や支援内容の評価。
- ☐ 障害による困難やそれに対する支援内容に関する判断を、専門家チームに求めるかどうかの検討。
- ☐ 特別支援教育に関する校内研修計画の企画・立案。
- ☐ 教育上特別の支援を必要とする児童等を早期に発見するための仕組み作り。
- ☐ 必要に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童等の具体的な支援内容を検討するためのケース会議を開催。
- ☐ その他、特別支援教育の体制整備に必要な役割。

と示されています。

つまり校内委員会では、支援を必要とする児童生徒の早期発見（就学前からの情報収集を含む）→状態の把握→支援内容の検討→状態や支援内容の定期的な評価・改善（見直し）というPDCAサイクルの充実を図ることが重要です。

学校においては、校内委員会の機能充実を図り、どの学校・学級にも特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性があるという認識のもと、特別支援教育の経験の有無に関わらず、全ての教職員が自信をもって児童生徒の支援を行えるよう、学校全体でチームとして学級担任等を支える校内支援体制を整備することが求められています。

具体的には、学級担任はもとより、近年は小学校において教科担任制が導入されていることなども踏まえ、全ての教員の気付きを積極的に吸い上げ、児童生徒の実態や支援方法などを校内で共有します。

学びの場の柔軟な見直し

現行の制度では、就学時に決定した学校や学びの場は、固定されたものではありません。しかしながら、児童生徒の発達等の状況が十分に評価されていないことにより、学びの場が固定されたものとなっていることがあります。

就学後の学びの場をスタートにして、可能な範囲で学校卒業までの児童生徒の育ちを見通しながら、学びの場の柔軟な見直しを行う上で、重要な役割を果たすのが校内委員会です。

校内委員会の役割の一つに「教育上特別の支援を必要とする児童等の状態や支援内容の評価」があります。就学時に決定した学びの場が適切だったのか、現在の学びの場が児童生徒にとって真に適切であるかを、児童生徒の状態や支援内容等から評価し、必要に応じて見直しを図る必要があります。

校内委員会の組織と構成

校内委員会について、独立した委員会として設置することもできますが、既存の学校内組織（生徒指導部会等）に校内委員会の機能をもたせるなどの方法もあります。それぞれにメリットとデメリットがあるため、各学校の実情に応じて設置することが大切です。

校内委員会の構成員は、例えば、管理職、主幹教諭、特別支援教育コーディネーター、通級による指導担当教諭、特別支援学級担任、養護教諭、対象児童生徒の学級担任、学年主任等が考えられます。

大切なことは、各学校の規模、実情に応じて、学校としての方針を決め、教育支援体制を整備するために必要な人材を校長が判断し、構成員とすることです。

また、校内委員会を年間計画に位置付け実施している学校もあれば、必要に応じて実施している学校もあり、校内委員会の実施回数などは、各学校に委ねられています。全ての教員で必要な支援を行い、児童生徒の成長を実感することのできる校内委員会を目指すことが求められています。

P22には、「学びの場の段階的な検討」について示しています。対象となる児童生徒への支援の状況について確認する際に御活用ください。

(2) 校内委員会の1年間のスケジュール（例）

月	主な内容
4	・校内委員会の組織、構成メンバー、年間計画等の確認
5	・特別な教育的支援が必要な児童生徒の把握 ※幼児教育施設及び前籍校からの引継ぎを含む
6	・支援内容の検討 ・個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成
7	・1学期の支援内容の評価・改善 ・個別の教育支援計画、個別の指導計画の見直し
8	・校内研修
9	・特別な教育的支援が必要な児童生徒の把握 ・支援内容の検討
10	・個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・見直し
11	
12	・2学期の支援内容の評価・改善 ・個別の教育支援計画、個別の指導計画の見直し
1	・校内研修 ・特別な教育的支援が必要な児童生徒の把握
2	・支援内容の検討 ・個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・見直し
3	・今年度の反省および来年度の方向性の検討 ・幼児教育施設及び前籍校からの特別な教育的支援を必要とする児童生徒の情報に関わる引継ぎ

参考「小・中学校における特別支援教育校内支援体制作りガイドブック」（愛知県教育委員会）



令和5年11月に発行した「小・中学校の管理職のための特別支援教育ハンドブックのP7「校内支援体制を整える5つのポイントと学校経営における1年間の流れ」と照らし合わせ、校内委員会の年間スケジュールを計画することも考えられます。

小・中学校の管理職のための特別支援教育ハンドブック（北海道教育委員会）



(3) 校内委員会での学びの場の見直し

通級による指導、特別支援学級、特別支援学校への在籍変更を検討

校内委員会で、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の在籍変更を検討する場合は、本人の教育的ニーズを踏まえ、必要な支援内容を把握することが重要です。

多くの場合は、児童生徒の学習上、生活上の困難さや障がいの状態に目を向け、「授業についていけない」「集団行動ができない」「他の児童生徒と上手く関われない」等の理由から校内委員会で在籍変更を検討し、教育支援委員会での判断をもとに決定されています。

児童生徒の教育的ニーズを踏まえ、必要な支援内容を把握するためには、校内委員会は児童生徒の困難さだけでなく、支援内容が児童生徒に合っているのかを整理することが大切です。

そのため、現在、在籍している学級での指導や支援体制、校内外の資源を活用した個に応じた支援の成果や課題を適切に評価し、その上で学びの場を検討するという段階的なプロセスを踏まえることが求められています。

特に特別支援学校への在籍変更を検討している場合には、管理職や担任教諭等が、特別支援学校の教育内容を十分に理解しておく必要があります。

○ 特別支援学級、特別支援学校で学ぶことの必要性を検討

特別支援学級は、自立活動の指導を行うとともに、週の授業時数の半分以上を目安に特別な場所で学習する必要がある児童生徒のための「特別な学級」です。特別支援学校は、特別支援学級よりも、より専門的な指導・支援を必要とする児童生徒のための「特別な学校」です。

校内委員会は、児童生徒の実態を丁寧に把握し、段階的な検討のプロセスを経た上で、真に特別支援学級や特別支援学校で学ぶ必要があるかを十分に検討することが求められます。

知的障がい特別支援学校で行う各教科等は、小・中学校の通常の学級とは異なり、障がいの特性に応じて生活に根ざした内容となっています。そして、着替え、食事、排せつなど身辺処理に関わる内容に多くの時間をかけるなど、自立と社会参加に向けたきめ細かな指導を行っています。また、知的障がい特別支援学級でも児童生徒の実態に応じて特別支援学校の各教科の内容を扱っています。

そのため、知的障がいの教育課程を適用することにより、高等学校や大学進学など、将来の進路選択の幅を狭める可能性があることを踏まえる必要があります。

校内委員会には、児童生徒の現在の状態だけではなく、将来を見据え、知的障がい特別支援学級や知的障がい特別支援学校で学ぶことの必要性を含めて、慎重に学びの場を検討することが求められています。

※ 特別支援学級や特別支援学校に在籍変更するときの考え方は、P11、12も参照してください。

特別支援学級から通常の学級への在籍変更を検討

就学時に決定した学校や学びの場は固定したものではなく、児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、変更ができることを全ての関係者の共通理解とすることが重要です。

実際には、「通常の学級から特別支援学級」への在籍変更は多く行われ、特別支援学級に在籍した後は学びの場の見直しが行われないケースが見られます。

また、保護者の中には、通常の学級に在籍変更すると支援が全く受けられなくなると心配することもあるため、通常の学級においても、合理的配慮の申出や校内外の資源を活用した支援が可能であることを保護者に説明することが大切です。

児童生徒の教育的ニーズは常に変化しうることを全ての関係者が認識し、校内委員会において、児童生徒の障がいの状態や特別支援学級での指導の成果等を評価し、在籍変更後も児童生徒が授業内容が分かり、充実した時間を過ごせるかを検討することが大切です。

○ 児童生徒の障がいの状態や特別支援学級、通級による指導での指導の成果を評価

校内委員会では、個別の指導計画のPDCAサイクルの中で、児童生徒一人一人の学習状況を確認するとともに、指導や支援の内容・方法を評価します。

- ☐ 各教科等の目標に照らし学習内容が十分に身に付いているか
- ☐ 自立活動の指導により学习上又は生活上の困難さが改善、克服され、学校生活への適応が図られているか
- ☐ 特別支援学級に在籍している児童生徒は、交流及び共同学習において、通常の学級の他の児童生徒と同様に設定した指導目標、指導内容、指導方法で十分に学ぶことができているか

児童生徒の状態の評価について、校内委員会だけで判断することに迷いがある時には、各教育局が設置している専門家チームによる巡回相談や特別支援学校のセンター的機能を活用することができます。

また、地域の発達支援センターや前籍校の学級担任等とも連携し、児童生徒の状態を丁寧に把握することが重要です。

特別支援学級から通常の学級に在籍変更する際には、交流及び共同学習の時間を徐々に増やすほか、通常の学級への在籍変更後は、通級による指導※を活用するなど、児童生徒が安心して学校生活を過ごすための工夫をすることが大切です。

通常の学級への在籍変更後も、引き続き校内委員会に必要な支援内容を十分に検討し、個別の指導計画を活用して、学校全体で支援を行う体制を整えます。

※知的障がいのある児童生徒については、通級による指導は活用できません。

「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」のP46には、学びの場の見直しに当たっての本人及び保護者との合意形成に関わる取組例が記載されています。



○ 本人、保護者との合意形成

在籍変更は校内委員会での検討を踏まえ、本人、保護者と支援の内容や頻度、期間の見通しなど具体的な支援の方向を共有し、合意形成を図った上で、教育支援委員会における判断を踏まえて市町村教育委員会が決定することとなります。

変更した学びの場においての見通しを本人、保護者に説明し、合意形成を図ることが重要です。

(例)



- どのようなことを学ぶのか
- どのような力を身に付けることができるのか
- どの程度の期間で通常の学級に戻るのか
- 戻らない場合の進路はどのようになるのか など

就学に関する教育相談を継続的に行う上での留意点

- 継続的に教育相談を行うことが、保護者によっては精神的あるいは生活上の負担と受け止められる場合もあることから、在籍変更等に関わる相談は、保護者を説得するためのものではなく、児童生徒の成長を確認し、喜び合うものであるという認識が共有されるように努める必要があります。
- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、学校に加え、放課後等デイサービスで過ごす時間も長い場合があることから、児童生徒の成長や課題等について総合的に把握することができるよう、学校や教育委員会関係者が、日常的に放課後等デイサービスの担当者等との連携を図ることも、継続的な教育相談を行う上で有用です。
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画を評価・改善していく中で、必要に応じて学びの場の変更の必要性について検討していきます。

【通常の学級に在籍を変更した例】

(小学校)

Aさんの保護者は、ある程度学年が進んだ段階で特別支援学級から通常の学級への在籍変更を考えていた。特別支援教育コーディネーターがAさんに確認すると、Aさんも「通常の学級に移りたい」という意向だった。そこで、特別支援学級では国語、算数、道徳を中心に学習し、自立活動で「心理的な安定」に関わる指導を重点に行った。また、交流及び共同学習として通常の学級での学習時間を徐々に増やしたが、Aさんが学びにくさを感じた際は、特別支援学級で学習ができる配慮を行った。進級前に教育支援委員会を開催し、通常の学級に在籍変更することを決定した。

(中学校)

Bさんは、中学校入学時に通常の学級への在籍変更を検討していたが、生活面で支援を必要とするという理由から特別支援学級に在籍した。そこで自立活動を中心に、学習用具等の整理整頓など身辺処理に関わる指導を行った結果、交流及び共同学習先の通常の学級でも自分で身の回りの整理整頓を行えるようになった。Bさんの成長を踏まえ、校内支援委員会、教育支援委員会での検討を経て、通常の学級へ在籍変更した。在籍変更に当たり、個別の教育支援計画を基に引継ぎを行い、Bさんの実態を踏まえた、目印を付すなどの視覚的手掛かりの活用や言葉掛けの仕方などを職員間で共有した。

学びの場の段階的な検討

